

郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金交付要綱

平成23年4月1日制定

平成27年7月1日一部改正

[教育総務部生涯学習課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会の円滑なる運営の推進を図るため、郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会に対し、予算の範囲内において負担金を交付するにあたり、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 負担金の対象となる経費は、郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会の運営に要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 負担金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、郡山市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用してはならない。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(概算払い)

第5条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 負担金の交付の決定を受けた者は、事業等が完了したときは速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の負担金から適用する。